

神奈川県立地球市民かながわプラザホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立地球市民かながわプラザのホームページを活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容は、行政広報の公共性及び信頼性などを損なうおそれがないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

(1) 次のいずれかに該当する内容の広告

- ア 人権侵害、名誉毀損、各種差別的な内容のもの
- イ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招く表現
- オ 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- カ 責任の所在が明らかでないと判断されるもの
- キ 内容及びその目的が不明確なもの
- ク 国内世論が大きく分かれているもの
- ケ 閲覧者が地球市民かながわプラザに関する情報と錯誤するおそれがあるもの
- コ 利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- サ たばこを宣伝するものや喫煙を推奨するもの
- シ 債権の取立て、示談引受けなどをうたったもの
- ス 主として社員等を募集するもの
- セ 広告表現や配色等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められるもの
- ソ その他、地球市民かながわプラザ館長が適当でないと認めるもの

(2) 次のいずれかに該当する業種・業者の広告

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で風俗営業と規定される業種及び類似した業種
- イ 消費者金融(貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する「貸金業」)
- ウ ギャンブルにかかわる業種
- エ 社会問題を起こしている業種や業者

- オ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- カ 占い、運勢判断に関するもの
- キ 興信所、探偵事務所等
- ク 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の事業者
- ケ 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した業者
- コ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- サ その他、地球市民かながわプラザ館長が適当でないと認めるもの

(3) ホームページ特有の制限事項

- ア バナー広告のリンク先から、地球市民かながわプラザのリンク元ページにブラウザの「戻る」ボタンで戻れないような細工が施されているもの
- イ バナー広告のリンク先から、前2号に掲げる事項に該当するサイトにリンクされるもの
- ウ ウイルス感染及び不正アクセスを防止するための措置が不十分なもの
- エ 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(広告の規格)

第3条 ホームページにおける広告掲載の規格及び、位置、掲載期間等は神奈川県立地球市民かながわプラザ館長が別途定める。

(広告掲載料金)

第4条 広告掲載にかかる料金は、神奈川県立地球市民かながわプラザ館長が別途定める。

(広告の募集)

第5条 バナー広告の募集方法は、公募により、広告主を直接募集する。募集を行う場合には、広告掲載場所、募集枠数、募集期間、申込期限など必要事項を神奈川県立地球市民かながわプラザホームページに掲載するものとする。

(広告掲載の申し込み)

第6条 バナー広告掲載を希望する者は、「地球市民かながわプラザホームページ広告掲載申込書」(第1号様式)にバナー広告の原案を添えて申し込むものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第7条 地球市民かながわプラザは、前条の申込みを受けた場合には、この要綱の定めるところにより、バナー広告の掲載の可否を決定し、「地球市民かながわプラザホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書」(第2号様式)(以下「決定通知書」という。)により、当該

広告掲載の申込みを行った者（以下「申込者」という。）に通知するものとする。

2 予定枠数を超えて適正な申込みがあった場合には、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して掲載するものとする。

- (1) 掲載するページのテーマ等を勘案して、相応しいもの
- (2) 営利を目的としない法人又は私企業のうち公共性が高いもの
- (3) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの
- (4) 広告の掲載回数の少ないもの
- (5) 直近に広告を掲載していないもの

3 前項各号に掲げる事項について、優先順位を決定することができない場合は、抽選で決定する

（広告掲載料）

第8条 申込者は、前条の規定により送付された「決定通知書」の記載に従い、広告掲載料を納付するものとする。

（広告掲載承諾書の提出）

第9条 申込者は「地球市民かながわプラザホームページ広告掲載承諾書」（第3号様式）を添えて提出するものとする。

（広告内容の変更）

第10条 申込者は、やむを得ない理由がある場合に限り、当該広告の内容を変更することができるものとする。この場合において変更は、原則として月単位とする。

2 前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、リンク先の変更のみの場合にあつては、変更しようとする日から起算して地球市民プラザの休日を除き5日前までに、「地球市民かながわプラザホームページ広告変更申請書」（第4号様式）により申請しなければならない。

（広告掲載の取下げ）

第11条 申込者は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、「地球市民かながわプラザホームページ広告掲載取下申請書」（第5号様式）により申請しなければならない。

3 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告内容に関する責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、広告により生じたいかなる紛争についても、広告主は一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第13条 神奈川県立地球市民かながわプラザは、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (2) 広告のリンク先の無断変更、リンク切れ及び広告の内容が第2条各号に抵触すると地球市民かながわプラザが判断した場合

(広告掲載料の返還)

第14条 下記の各号の場合には、地球市民かながわプラザは納付された広告掲載料は返還しない。またプラザは損害賠償の責を負わない。

- (1) 広告掲載後、第11条に規定される広告主の申し出により広告の掲載を中止するとき。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げの申し出があった日の属する月の翌月以降の月にかかる広告掲載料は返還する。
- (2) 広告掲載後、第2条の(1)～(3)に該当する事項が発生しプラザが掲載を中止したとき

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、神奈川県立地球市民かながわプラザ館長が定める

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年11月9日から施行する